

岐阜県公報

平成二十年十一月七日 (金曜日)

目 次

規 則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

一部を改正する規則

麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則

岐阜県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良区役員の退任及び就任

(保健医療課) 七二九
(業務水道課) 七二九
(検査監督課) 七三〇

岐阜県規則第七十一号

規 則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
に交付する。

平成二十年十一月七日

岐阜県知事 古 田 筆

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (昭和六十二年岐阜県規則第四十六号) の一部を次のように改正する。
別表中「百五十万円」を「百四十七万円」に改め、同表備考第一号中「による保護」の下に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) の規定による支援給付」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月七日

岐阜県知事 古 田 筆

岐阜県規則第七十一号

麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則

麻薬中毒者入院費用徴収規則（昭和三十九年岐阜県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「生活保護法」の下に「昭和一十五年法律第一百四十四号」を、「による保護」の下に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の規定による支援給付」を加える。

別表一、五百〇〇、〇〇〇円以下の項中「一、五百〇〇、〇〇〇円」を「一、四七〇、〇〇〇円」に改め、同表一、五百〇〇、〇〇一円以上の項中「一、五百〇〇、〇〇一円」を「一、四七〇、〇〇一円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十年十一月七日

岐阜県知事 古 田 筆

岐阜県規則第七十二号

岐阜県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

岐阜県農業協同組合等検査規則（平成十三年岐阜県規則第三十二号）の一部を次のよう

うに改正する。

第一条中「及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第一百十一条」を「農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第一百十七条第一項から第五項まで、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第一百十一条、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十一号）第十四条第一項から第三項まで及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第二百三十三号）第三十六条第一項から第五項まで」に改める。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十年十一月七日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び東濃振興局において閲覧に供する。
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべ

この規則は、公布の日から施行する。

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十一月七日

岐阜県知事 古 田 筆

一 申請のあつた年月日 平成二十年十月九日
二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スティックルバックスポーツクラブ
三 代 表 者 の 氏 名 高橋 正紀
四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市北方町五丁目五〇番地
五 定款に記載された目的 この法人は、「自分の意思で楽しく取り組むスポーツ」を通じて、未来を担い「とも達の優しさと創造性を育む「繋(つな)げく」の場を提供し、ゆとりある地域社会の実現と個性ある地域文化の創出に寄(ね)ずることを目的とする。

き事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年十月二十七日

二 届出者の氏名又は名称

菱屋建材株式会社

三 建物の名称及び所在地

マルヤス家具多治見店
多治見市幸町八丁目五五番地

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十一年六月二十八日

五 店舗面積

一、四五五平方メートル

六 駐車場の収容台数

二三台

七 荷さばき施設の面積

四一平方メートル

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年十一月七日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一

（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年十一月七日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

（仮称）カインズホーム関店
関市小屋名字竹之腰一六二七番地 外

二 意見の概要

関市長の意見

・店舗南側外周路は小中学校の通学路であるため、安全確保に格別の配慮をされた

い。

・防犯、防災及び交通安全について地元と十分協議すること。外

（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年十一月七日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地
(仮称)ベイシア関店
関市小屋名字竹之腰一六二九番地 外

二 意見の概要

関市長の意見

・店舗南側外周路は小中学校の通学路であるため、安全確保に格別の配慮をされた
い。

・防犯、防災及び交通安全について地元と十分協議すること。外

（届出事項 新設）

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、
次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八

一 建物の名称及び所在地

岐阜県知事 古 田 肇

十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月七日

岐阜県知事 古田肇

施行に係る地区名	総 覧 場 所	総 覧 期 間
南飛驒萩原地区	下呂市役所萩原庁舎前 掲示場	平成二〇・一一・七から まで

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年十一月七日

岐阜県知事 古田肇

役名	氏名	住所	所
理事	櫻井 肇	関市肥田瀬	一〇七五番地
同	小川 五夫	同	七丁目四三番地
同	兼松 明彦	関市肥田瀬	一六四〇番地
同	上野 照夫	同	三三三七番地
同	兼松 正勝	一五九八番地	一
同	上野 英二	四六〇番地	二
同	原良則	一一九四番地	三
同	伊佐地 義隆	関市春里町	四
同	桜井 秀義	稻河町	五

地瀬用市肥田良区	関市肥田改良区	改土改良区名	年就月日任	就任した役員
平成二〇・一〇・三	同	理事	役名	
上野士朗	伊佐地鐵夫	氏	姓	青木智治
同	関市豊岡町	名	姓	内藤雅夫
肥田瀬	肥田瀬	住	姓	伊佐地鐵夫
四五七番地	一丁目一一番一八号	所	姓	同監事
	一七番地一の一		姓	同
	一四八六番地		姓	同
	一六〇九番地		姓	同
	三丁目一一番五五号		姓	同
	平賀町		姓	同
	豊岡町		姓	同
	鑄物師屋		姓	同
	三丁目一一番一八号		姓	同
	五丁目六番一四号		姓	同
	五丁目五番地		姓	同